

## 平成21年度（第38期）事業計画

自 平成21年4月 1日

至 平成22年3月31日

### 1 事業運営方針

本協会は、「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」（以下「再編強化法」という。）の指定支援法人として、再編強化法が規定する漁協等及び信漁連の組織再編等に必要な業務（支援業務）に農林中央金庫と連携して取り組むことにより、漁協系統信用事業が健全で効率的な事業運営体制を確保することを支援し、もって漁業及び漁村の発展に寄与する。

### 2 重点実施事項

上記の方針に従い、平成21年度は下記事項を重点実施する。

- （1）再編強化法第33条に基づき、農林中央金庫の要請を受けて、漁協等及び信漁連が行う信用事業の組織再編等に必要な優先出資の引受け、劣後貸付金の貸付け、利子補給の実施等に取り組む。
- （2）公益法人改革3法（平成20年12月施行）に基づく公益社団法人の認定申請に向けて、ガバナンスの見直し等具体的準備に取り組む。
- （3）再編強化法の指定支援法人として、必要な内部管理体制の充実・強化を図る。

以 上